

天龍

広報

第 218 号

2024年4月25日

私たちの村

— 4月1日現在 —

人口 1,071 人

男 503 人 女 568 人

世帯数 616 世帯

発行 天龍村役場
編集 総務課
印刷 飯田共同印刷(株)

天龍村小中学校併設記念式典挙行

2024年4月1日挙行



記念式典テープカット



記念式典村長あいさつ

記念式典くす玉開披

この度、関係機関のみなさんの絶大なるご協力をいただく中で、天龍村小中学校の併設に伴う校舎の増改築工事が無事終了し、4月1日(月)に工事の竣工と小中学校併設の記念式典を開催しました。当日は、天候にも恵まれ、宮下一郎衆議院議員始め県議会議員のほか、大勢のご来賓のみなさんにご臨席をいただく中、学校玄関前でテープカット及びくす玉開披、総合体育施設アリーナにて記念式典が行われました。また、4月6日(土)、7日(日)の両日には、併設校の内覧会及び旧天龍中学校のお別れ公開を開催し、約100名の方に来校いただきました。

議会だより 第1回臨時議会

第1回臨時議会が、1月19日(金)に開催され、左記の議案について、原案どおり可決されました。

可決された案件

○「6月1日から3日にかけての梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害林道施設災害復旧工事 林道虫川新野峠線(1号) 神原大津山」の請負契約について

内容は、令和5年度林道施設災害復旧国庫補助事業により、復旧工事を行うもので、請負金額が1億890万円となり、5千万円以上の工事となるため、議会の議決を求めたものです。

○「令和5年度 天龍村小中併設校備品整備 天龍村平岡 天龍村小中併設校」の物品売買契約について

内容は、天龍村小中併設校の備品整備を行うもので、契約額が1,408万円となり、700万円以上

の動産の買入れとなるため、議会の議決を求めたものです。

○「令和5年度 天龍村小中併設校整備工事(二期工事) 天龍村平岡 天龍小学校敷地内」の変更契約について

内容は、変更後の請負金額が、6億205万5千4百円となり、5千万円以上の工事の変更となるため、議会の議決を求めたものです。

予算

○令和5年度天龍村一般会計補正予算(第5号)



あいさつする
天龍村長

議会だより

第1回定例議会

第1回定例会は、3月7日(木)に開会し、22日(金)までの16日間の会期で行われ、左記の議案について、原案

どおり可決されました。

可決された案件

○選挙公報発行条例の制定について

内容は、天龍村議会議員選挙及び天龍村長選挙において、公職選挙法の規定に基づき、選挙公報を発行することができるよう条例を制定したものです。

○天龍村犯罪被害者等支援条例の制定について

内容は、犯罪被害者等基本法の規定により、犯罪被害者等の支援に関して基本理念を定め、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に条例を制定したものです。

○天龍村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

内容は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、産前産後期間において、国保税の均等割保険料と所得割保険料の免除を行えるよう条例を改正したものです。

○天龍村村立学校設置条例の一部を改正する条例について

内容は、令和6年4月から天龍中学校が天龍小学校の敷地に移動する事により設置位置を改正したものです。

○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、本年10月の長野県最低賃金の引上げ見込みや、物価上昇などを踏まえ、非常勤特別職の報酬額を改めるよう、条例を改正したものです。

○天龍村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

内容は、消防活動に従事した者が、消防活動中に負傷などをした場合の損害補償額の基準を非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に準じて、損害補償の基礎額を改める条例の改正をしたものです。

○天龍村使用料条例の一部を改正する条例について

内容は、東原B村営住宅の1号と2号について、室内でペットが飼育できる住宅に改築するため、月額使用料を値上げする条例改正をしたものです。

○常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、本年度の特別職報酬等審議会の答申を尊重し、村長については、現行給料月額から約4パーセント、副村長及び教育長については、現行の給料月額から約2パーセント、令和6年4月から引上げるよう条例を改正したものです。

○天龍村学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

内容は、地籍調査により分筆合筆を行った結果、条例で定められている所在地と現所在地に相違が生じたため改正したものです。

○天龍村和知野川緑地等利用施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、和知野川キャンプ場施設の管理を村長が指定する指定管理者に行わせることができるようにする

こと、及び施設の利用料を指定管理者が徴収することができるよう、条例を改正したものです。

○天龍村介護保険条例の一部を改正する条例について

内容は、介護保険制度の持続的かつ安定的な運営を図るため、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画における、介護保険料の改定を行う条例の改正をしたものです。

○天龍村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○天龍村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

○天龍村指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

○天龍村指定地域密着型介

護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

以上4本の条例について、内容は、村が指定する介護サービス事業所の運営基準等を定めた省令の改正に準じて、規定の整備をするよう、条例を改正したものです。

○天龍村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

内容は、子ども家庭庁設置法の施行に伴い、保育指針の制定権限が内閣総理大臣に改められたこと、また、認定こども園法の改正を受け、文言の整理等をするための条例を改正したものです。

○天龍村議会議員及び天龍村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

内容は公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されことに伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び、選挙運動用ポスターの作成、それぞれに公費負担額について、施行令の定める額に引き上げるよう、条例を改正したものです。

○向方辺地に係る総合整備計画の策定について

内容は、新たに令和6年度から令和10年度までの5か年間の向方辺地における整備計画を策定したものです。

○令和6年度天龍村議会事業計画について

内容は、令和6年度の議会の事業計画を定めたものです。

○常勤の特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、先に来年度から報酬を引き上げるよう議決した村長の報酬について、村長の信念として、2期目の任期が終了するまでは、村長の給料月額を60万円とするよう条例を改正したものです。

○天龍村過疎地域持続的発展計画の一部変更について

内容は、令和3年度から令和7年度までの村過疎地域持続的発展計画の一部、犬猫繁殖制限手術費補助事業及び天龍中学校校舎等施設の後利用に関する本文の記載内容の変更などをしたものです

同意された案件

○天龍村固定資産評価審査委員の選任について

固定資産評価審査委員(3名・任期3年)の内、令和6年3月31日に任期満了となる伊藤文博氏(大河内区)の再任について同意されました。

○人権擁護委員候補者の推薦について議会の同意を求めることについて

人権擁護委員(任期3年)の内、令和6年6月30日に任期満了となる宮澤英行氏(西原区)を、再度、法務大臣へ推薦する事が同意されました。

○天龍村教育委員会教育長の任命について

事情により、3月31日を

もって、教育長を退任されることになった村澤資憲氏の後任に、天龍村出身で豊丘村在住の高山和夫氏が就任することに同意しました。任期は、前教育長の残任期間となる本年9月30日までとなります。



議会であいさつする
高山和夫新教育長



退任のあいさつをする
村澤前教育長

予算

○令和5年度天龍村一般会計補正予算(第6号)(専決第2号)

○令和5年度天龍村一般会計補正予算(第7号)

○令和5年度天龍村宮水道特別会計補正予算(第5号)

○令和5年度天龍村宮下水道事業特別会計補正予算(第3号)

一 般 質 問

○大平正長議員

一、任期満了に伴う村長選挙出馬の意向とこれまでの村政運営について

○令和 5 年度天龍村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)

○令和 5 年度天龍村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 4 号)

○令和 6 年度天龍村一般会計予算

○令和 6 年度天龍村国民健康保険特別会計予算

○令和 6 年度天龍村介護保険特別会計予算

○令和 6 年度天龍村後期高齢者医療保険特別会計予算

○令和 6 年度天龍村国民健康保険診療所特別会計予算

○令和 6 年度天龍村営水道事業会計予算

○令和 6 年度天龍村営下水道事業会計予算

○令和 5 年度天龍村一般会計補正予算(第 8 号)

○令和 5 年度天龍村営水道特別会計補正予算(第 6 号)

○令和 5 年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)

二、災害時における水の確保とトイレの設置等について

三、向方単身者用村営住宅の入居状況について



○村松克一議員

一、小中併設初年度を迎える中で、中学校の在り方について

二、村の美術博物館の充実、村の史跡マップや文化財登録について



○熊谷美沙子議員

一、防災の取り組みについて
二、予防接種後健康被害救済制度について
三、令和 6 年度に予定の事業について

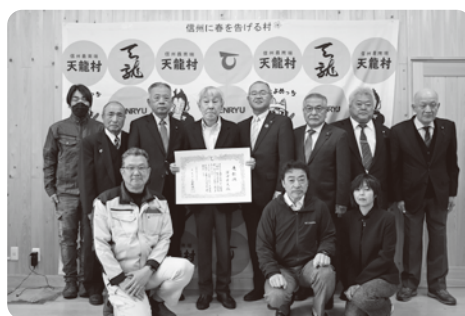


令和 5 年度 第 1 回 臨時会補正予算 (1 月臨時議会)

会 計 名	補正前の額	補正額	計
一 般 (第 5 号)	31億5,516万円	2,309万円	31億7,825万円

令和 5 年度 第 1 回 定例会補正予算 (3 月議会)

会 計 名	補正前の額	補正額	計
一 般 (第 6 号) 専決	31億7,825万円	487万円	31億8,312万円
一 般 (第 7 号)	31億8,312万円	8,688万円	32億7,000万円
一 般 (第 8 号)	32億7,000万円	100万円	32億7,100万円
村 営 水 道 (第 5 号)	8,755万円	166万円	8,921万円
村 営 水 道 (第 6 号)	8,921万円	△44万円	8,877万円
村 営 下 水 道 事 業 (第 3 号)	7,860万円	△1,137万円	6,723万円
村 営 下 水 道 事 業 (第 4 号)	6,723万円	74万円	6,797万円
介 護 保 険 (第 3 号)	3億762万円	786万円	3億1,548万円
国民健康保険診療所 (第 4 号)	6,226万円	68万円	6,294万円



村長・議員・商工会のみなさんと記念撮影

長野町区
澤田景夫さんに
村表彰を授与

長野町区の澤田景夫さんに対し、永年、商業一筋に精励され、地域の商業の発展に寄与された功績が認められ、村長より 3 月 25 日(月)に役場にて表彰状が授与されました。おめでとうございます。

教育長就任

にあたり

たかやまかずお
高山和夫教育長

この度、教育長を拝命いたしました高山和夫と申します。

生まれてから高校2年生の夏まで、鶯巣地区に住んでおりました。この間、当時の平岡保育園、平岡小学校、天龍中学校と、3つの園・学校にお世話になり、天龍村のみなさまに育てていただきましたこと、大変

感謝しております。

縁あって40数年ぶりに再び故郷であるこの天龍村に戻りお世話になったご恩返しができますこと、大変光栄であり、ありがたいことと思っております。

本年度は、天龍小学校と天龍中学校が併設となり新たな学校としてスタートした1年目です。この併設化をより価値あるものとするため、学校と力を合わせて精一杯努めたいと思います。

また、なんでも館に昨年12月にオープンしました郷土美術館や、図書館も、さらに来館者や利用者を拡大するべく工夫に努めてまいりたいと思います。

天龍村の子どもたちの未来と、この天龍村の将来のために、教育という面から精一杯支えてまいりたいと思います。どうぞよろしく願います。

◆ ◆ ◆
高山教育長は、昭和38年生まれの60歳で、信州大学

教育長退任

むらさきものり
村澤資憲前教育長

教育長の村澤資憲さんが、3月31日をもって、退任されました。

村澤さんは、令和3年10月1日に教育長に就任され、就任後2年半の間に、保育所の所管を教育委員会に移行し、保育所から中学校までの一貫した教育の体制整

卒業後、昭和61年に千曲市立(当時は更埴市立)埴生中学校に赴任して以降、県内8校の中学校に勤務され、校長として、富士見町立富士見中学校、高森町立高森中学校、飯田市立高稜中学校を歴任するとともに、下伊那校長会会長、下伊那教育会長を経て、教育長に就任しました。

任期は、前村澤教育長の残任期間となる令和6年4月1日から令和6年9月30日までの6カ月間です。



備や、なんでも館への天龍村郷土美術館の整備、天龍村総合体育施設の建設、本年の4月には、天龍村小中学校の併設など教育長として天龍村の教育行政の発展のため、ご尽力をいただきました。大変ありがとうございました。

これから、天龍村発展のため、ご協力をお願いします。

+ 令和5年度 日赤社資の収納報告

日赤奉仕団社資の納入につきまして絶大なるご協力をいただきありがとうございました。みなさんのご協力により、村目標額「171,000円」を大きく上回る「290,500円」という結果となり、長野県支部に送金しました。

社資は災害救護活動、救急法などの講習会、地域での奉仕団活動の資金として活用されます。

全国各地で災害が相次ぐなか、今後も活動資金へのご理解とご協力をお願いいたします。

自動車税種別割の納期限は5月31日(金)です

長野県から自動車税種別割の納税通知書を発送します。5月中旬にはお手元に届きますので、納期内の納付をお願いします。

金融機関・コンビニエンスストア・県税事務所・クレジットカード・スマートフォンアプリなどで納付できます。納付後すぐに継続検査(車検)を受けられる方は、納税証明書が必要となりますので、金融機関・コンビニエンスストア・県税事務所での納付をご検討ください。

お問い合わせ先：南信県税事務所飯田事務所

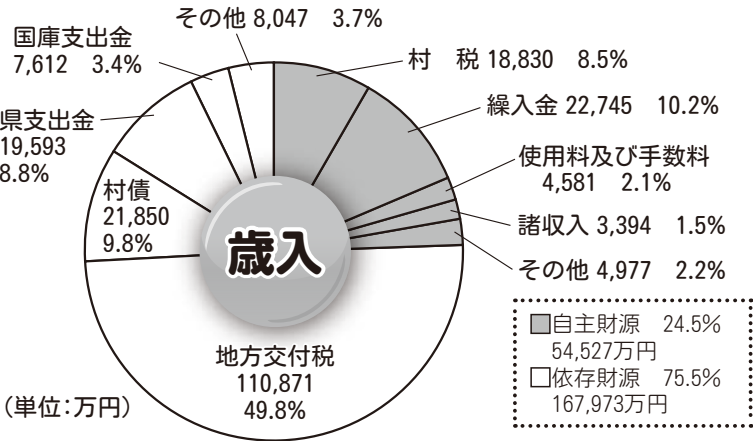
☎0265-53-0405、0406、0407

令和6年度 一般会計当初予算

前年比16.2%減の **22億2,500万円**

令和 6 年度の一般会計及び特別会計の当初予算が 3 月定例議会で承認されました。
一般会計では、歳入・歳出総額が22億2,500万円となり、前年度比16.2%減となりました。

※掲載しているグラフについて、四捨五入により合計が100%にならない場合があります。



特 別 会 計

国 民 健 康 保 険	1億1,459万円
介 護 保 険	3億1,879万円
後期高齢者医療保険	3,308万円
国民健康保険診療所	5,813万円

企 業 会 計

水 道 事 業	7,343万円
下 水 道 事 業	7,649万円

歳入項目	予算額	前年差	前年比	歳入についての説明
村 税	1億8,830万円	467万円	102.5%	みなさんから村に納めていただく税金の総額です。
地方交付税	11億0,871万円	8,261万円	108.1%	国に納められた税の再分配や、過去に借り入れた起債（借金）の償還金に対する補てんも含まれています。
国・県支出金	2億7,205万円	7,343万円	137.0%	定められた事業に対し、国や県から交付される補助金や委託金です。
繰 入 金	2億2,745万円	△3,042万円	88.2%	今まで積み立てていた基金（貯金）をさまざまな目的のために取り崩し、一般会計に繰り入れます。村の借金の繰上償還（返済）などに活用します。
村 債	2億1,850万円	△56,870万円	27.8%	道路整備などの財源として国から借り入れる借金です。ただしのちに国から交付税措置が受けられる起債（辺地・過疎対策事業債）など村の財政面で有利なものを借り入れます。

令和6年度のおもな事業

おもな事業名	事業費	事業内容
【新】ケーブルテレビ光化による対災害性強化事業	4,147万円	ケーブルテレビを光キャストビジョンに移行するため、主に神原地区のケーブルを整備するための費用です。
【新】光キャストビジョン自主放送伝送システム構築委託料	1,391万円	ケーブルテレビを光キャストビジョンに移行するための費用です。
地域おこし協力隊事業費	2,555万円	村地域おこし協力隊員の活動報酬や、活動などにかかる費用です。
【新】天龍村長選挙	514万円	11月10日の任期満了に伴う天龍村長選挙に係る費用です。
生活支援商品券	1,011万円	物価の高騰による村民負担軽減のため、一人当たり10,000円分の商品券を交付する費用です。
【新】デイサービスセンター改修事業	160万円	デイサービスセンターの階段昇降機を改修する費用です。
【新】老人福祉センター設備改修事業	270万円	老人福祉センターの空調設備を改修する費用です。
【新】合併処理浄化槽清掃費補助金	138万円	浄化槽の清掃費用の一部を補助します。
国保診療所特別会計繰出金	3,311万円	天龍村国民健康保険診療所の運営にかかる特別会計への繰出金です。
森林経営管理制度推進事業等業務委託料	327万円	森林管理の適正化を促進するため、森林の状況調査や所有者への意向確認を行います。
村道改良事業	10,290万円	主に村道西原大沢線改良舗装、村道長野原線拡幅改良、村道天竜川線の道路整備工事などにかかる費用です。

歳 出

【性質別経費】

※性質別経費とは、村の経費をその経済的性質を基準として主に以下にある分類にわけたものです。

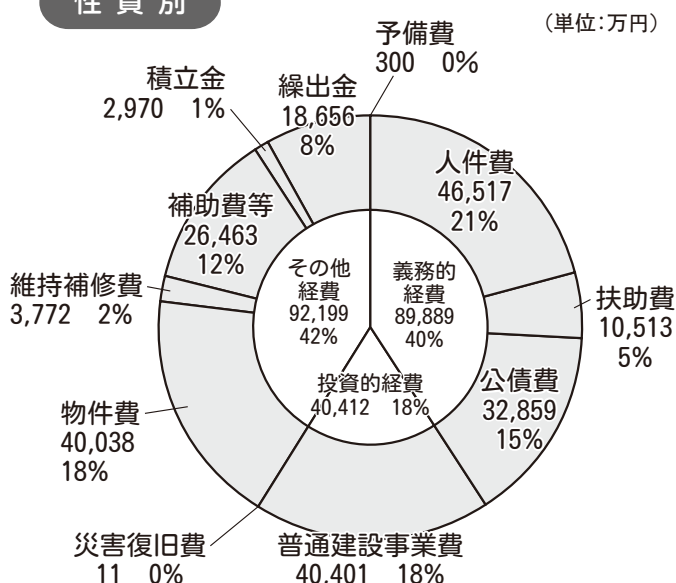
歳出項目	予算額	前年差	前年比	おもな歳出の手当、費用の説明
人件費	4億6,517万円	46万円	100.1%	議会議員・特別職・一般職員・会計年度任用職員等の報酬・給与・手当です。(職員給の増など)
物件費	4億38万円	6,744万円	120.3%	消耗品や燃料、電話料、郵便料、備品購入費、各種委託料などです。(光キャストビジョン自主放送伝送システム構築委託料・橋梁点検委託料などによる増)
扶助費	1億513万円	△61万円	99.4%	法に基づき、児童、生徒、障がい者、高齢者に対して支払われる医療費給付などです。
補助費等	2億6,463万円	2,966万円	112.6%	建物や自動車の保険料、広域連合など他団体に対する負担金や補助金・交付金です。(飯田広域消防負担金などの増)
普通建設事業費	4億401万円	△57,483万円	41.3%	道路改良やその他の工事費、国、県の建設事業に対する負担金です。(小中併設校整備工事終了による減)
繰出金	1億8,656万円	4,218万円	129.2%	一般会計から国保や介護保険などの特別会計へ支出されるものです(介護保険、国保診療所特別会計繰出金などの増)。

【目的別経費】

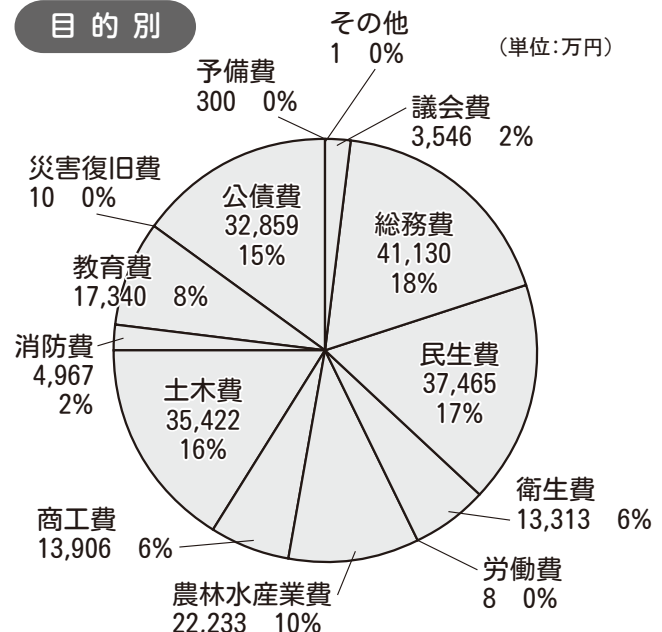
※目的別経費とは、経費を行政目的毎に分類したものです。

歳出項目	予算額	前年差	前年比	おもな歳出の手当、費用の説明
総務費	4億1,130万円	7,509万円	122.3%	おもに村の基本的な行財税政の運営のための経費です。(ケーブルテレビ光キャストビジョン移行に係る費用などの増)
民生費	3億7,465万円	3,319万円	109.7%	福祉など住民生活のための経費です。(障害福祉サービス費などの増)
農林水産業費	2億2,233万円	1,848万円	109.1%	農林業に関する経費です。(農林道改良などの増)
土木費	3億5,422万円	1億6,826万円	190.5%	村道整備や住宅などに関する経費です。(道路新改費などの増)
消防費	4,967万円	△329万円	93.8%	消防や火災予防などの災害対策のための経費です。(Jアラート自動起動装置更新事業終了による減)
教育費	1億7,340万円	△7億1,425万円	19.5%	小・中学校や社会教育などに関する経費です。(小中併設校整備工事終了による減)
公債費	3億2,859万円	△2,231万円	93.6%	国などから借り入れた村債の返済金です。今年度も将来の負担を軽減するため、繰上償還を行います。

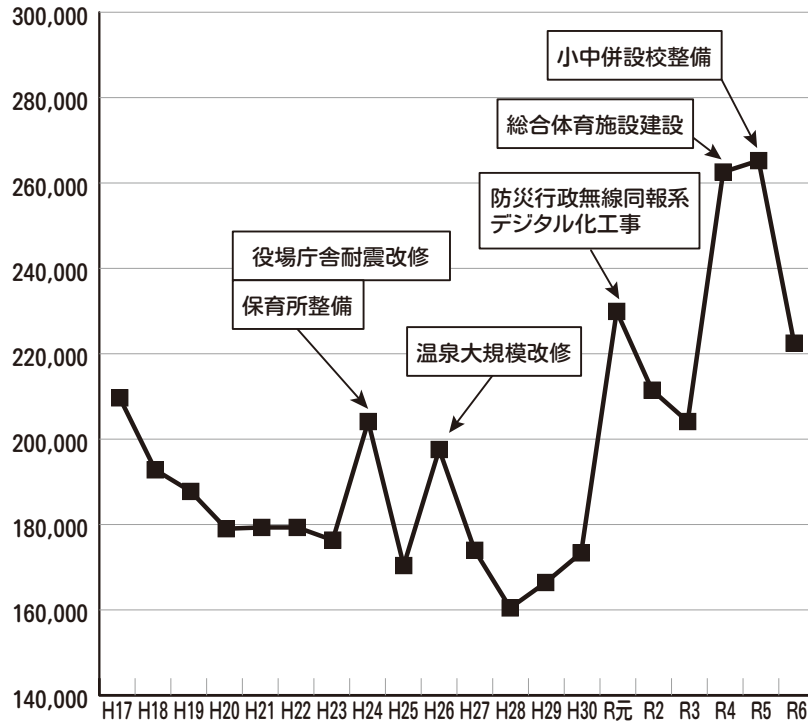
性 質 別



目 的 別



(単位:万円)

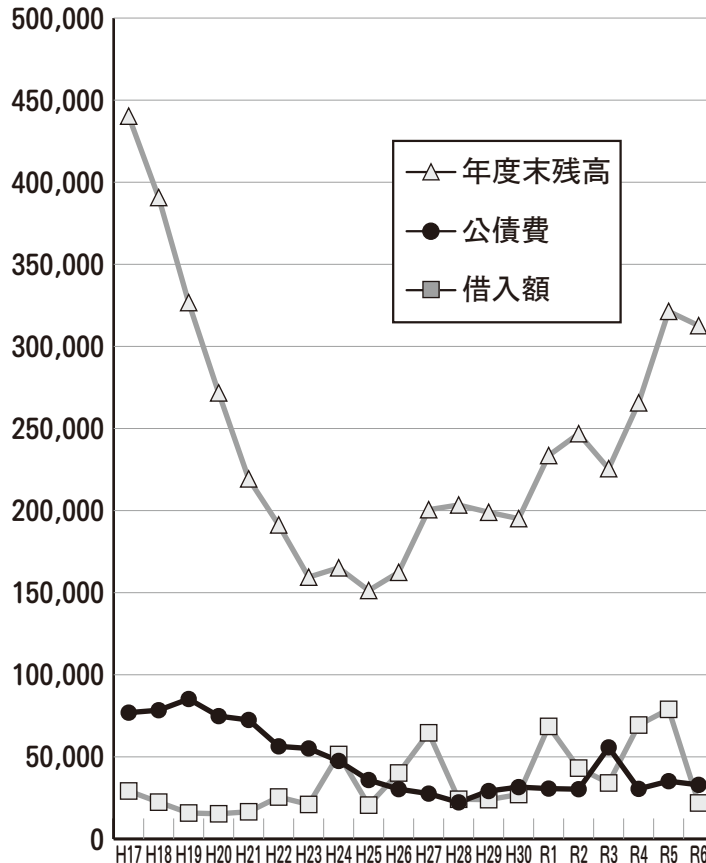


年度	当初予算額
H17	209,600
H18	192,600
H19	187,500
H20	178,700
H21	179,000
H22	179,000
H23	176,000
H24	204,000
H25	170,000
H26	197,400
H27	173,600
H28	160,000
H29	166,000
H30	173,000
R元	230,000
R2	211,400
R3	204,000
R4	262,900
R5	265,600
R6	222,500

直近20年の当初予算額推移

直近20年間の村債借入額等推移

(単位:万円)



※R4年度までは実績、R5は決算見込み、R6は当初予算で算出。

年度	公債費	借入額	年度末残高
H17	76,710	29,140	438,963
H18	78,178	22,360	389,540
H19	84,989	15,762	325,731
H20	74,594	15,288	270,884
H21	72,273	16,507	218,675
H22	56,233	25,474	190,713
H23	54,965	20,963	158,994
H24	47,384	51,309	164,656
H25	35,791	20,554	150,900
H26	30,251	40,059	161,925
H27	27,538	64,471	199,962
H28	22,213	24,114	202,822
H29	29,101	23,869	198,391
H30	31,484	26,987	194,542
R1	30,584	68,368	232,844
R2	30,217	43,032	246,117
R3	55,605	33,998	224,877
R4	30,412	70,009	264,843
R5	35,215	71,388	309,193
R6	32,859	21,850	305,317

令和6年度村議会議員報酬及び村常勤特別職給料

天龍村特別職報酬等審議会は、村長から令和6年度村議会議員報酬月額及び村常勤特別職給料月額に関する諮問を受けて、2月6日(火)に審議会を開催し、2月28日(水)に、松下清治会長から村長に対し、答申書が提出されました。

答申の主な内容は次のとおりです。

村議会議員報酬月額

議会議員の報酬月額については、昨年の審議会において答申をした議会広報紙の発行や住民との意見交換会などが、令和5年度に実行するに至ったが、この活動の成果を期待することや、全議員が一層住民に伝わる活動に尽力をしてもらうことが適当であるとして、現行の額を据え置くととされました。

村常勤特別職給料月額

村長の給料月額は、これまでの村政の運営を評価し、就任当初に減額をする



審議会から村長への答申

()内は前年度の月額

○令和6年度村議会議員報酬月額

議長： 237,000円 (前年度と同額)
副議長： 163,000円 (")
常任委員長： 153,000円 (")
議員： 144,000円 (")

○令和6年度村特別職給料月額

村長： 600,000円 (前年度と同額)
副村長： 530,000円 (520,000円)
教育長： 469,000円 (460,000円)

電子契約を導入します

令和6年度から、クラウド型電子契約サービス(クラウドサイン)を導入します。電子契約により、これまで紙で取り交わしていた契約書が電子ファイルとなりまります。

電子契約のメリット

- ・書類紛失リスクの低減
- ・ペーパーレス化の促進
- ・事務の効率化
- ・コスト削減(収入印紙不要)

電子契約利用について

- ・電子契約をされたい場合は、インターネットに接続可能な環境とメールアドレスが必要。
- ・電子契約サービスを利用して役場と契約を締結する場合に、使用料などはかかりません。

- ・「電子契約利用申出書」の提出をもって、電子契約をするものとみなします。
- ・電子契約利用の意思確認は案件ごとに行います。
- ・電子契約の導入後も、従来どおりの紙契約を継続します。

- ・電子契約をした案件の次の案件で、紙契約に戻すことも可能です。

★詳しくは、HPやクラウドサインヘルプデスク (<https://help.cloudsign.jp/ja/>)をご覧ください。

「辰(龍)年記念事業」JR飯田線伊那小沢駅サクラ植樹祭を行いました

3月29日(金)、辰(龍)年記念事業としてJR飯田線伊那小沢駅周辺にサクラの植樹を行いました。

「信州に春をつげる村」

として、毎年県内で一番初めにサクラの開花の便りを届けているJR飯田線伊那小沢駅構内にあるサクラですが、ここ数年は自然災害や老木化による倒木で数を減らしていました。

最後に、今回植樹祭を実施するに当たりお世話になった、JR東海旅客鉄道(株)、文吾林造園(株)様をはじめ関係するみなさま大変ありがとうございました。



◀カンザクラを植樹



▶伊那路号と記念撮影

令和6年度からの保険料年額について

令和6年度から令和8年度までの村の保険料基準額(月額)は7,500円(昨年度までは5,000円)となります。国の示す標準段階が9段階から13段階に変更となり、所得の多い方の段階が細かく分けられます。第1段階から第3段階までの方の率は引き下げられ、さらに令和元年度から実施している保険料軽減を引き続き行います(表中の年額は軽減後のものです)。

段 階	対 象 と な る 方	年額保険料 ()内は昨年度までの年額
第1段階	生活保護の方及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方、または前年所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	25,650円 (18,000円)
第2段階	本人及び世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	43,650円 (30,000円)
第3段階	本人及び世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	61,650円 (42,000円)
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	81,000円 (54,000円)
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第4段階以外の方	90,000円 (60,000円)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	108,000円 (72,000円)
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	117,000円 (78,000円)
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	135,000円 (90,000円)
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	153,000円 (102,000円)
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	171,000円 (102,000円)
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	189,000円 (102,000円)
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	207,000円 (102,000円)
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	216,000円 (102,000円)

65歳以上の方の介護保険料額 見直しについて

介護保険運営を支える大切な財源のうち、65歳以上の方の介護保険料は3年ごとに見直すことになっています。今後も安定して村の介護保険を運営できるよう、介護保険懇話会でもご意見をいただきながら保険料額の見直しを行いました。

◎介護保険料のしくみ

介護保険は、**保険料と公費(国・県・村)で半分ずつ負担することで成り立っています**。保険料のうち、村の介護保険に加入されている65歳以上の方みなさんに納めていただく保険料により、介護保険の運営に必要な費用の23%を賄うことになっています。保険者(市町村等)ごとに介護サービス利用の見込みを推計し、それをもとに保険料がいくら必要になるのかを計算し、みなさんに納めていただく保険料額が決まります。

つまり、**介護サービスを利用される方が増えると、それに伴い介護保険料も増えるしくみです**。

保険料額見直しにあたってのポイント

今回の保険料見直しにあたってのポイントは、以下の**2つ**です。

👉ポイント①

介護サービス利用の増、人口の減

要支援・要介護の認定を受ける方が年々増加しており、**介護サービスを必要とする方が増えています**。

ご家族が村外にいらっしゃる方や、同居であっても現役で働いている方も多くことから、介護サービスが欠かせない方も多くいらっしゃいます。そうした事情もあり、**今後も介護サービスの需要が高まると予想されます**。

その反面、村全体の人口減少により、65歳以上の人口も年々減少し続けています。このため、**増え続ける費用をより少ない人数で負担しなければならず、保険料額の上昇につながります**。

👉ポイント②

介護保険支払準備基金残高の減

介護サービスなどの費用に充てきれず余った保険料などは、基金(貯金)に積立をします。この残高に余裕があるときは、保険料が不足したときなどの補填や、保険料額の急な上昇を抑えるために充ててよいことになっています。

村でも、近年の想定を上回る介護サービス利用の増加によって毎年保険料が不足していたため、基金残高を取り崩して補填していました。これにより、**保険料額の上昇を抑えるために十分な基金残高がなく、基金残高を財源とすることが難しくなっています**。

こうした状況から、**令和6年度からの介護保険料について見直しを行うことが避けられず、右ページの保険料額とさせていただきますことになりました**。

人口減少が進む中でも、より質の高い介護サービスや介護予防などを安定して実施していくための保険料額の見直しとなりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。



納入方法について

◎普通徴収（納付書や口座振替により納めていただく方）

4月分から6月分については、令和5年分の所得が確定しておりませんので、前年度の所得段階および保険料額をもとに仮徴収します。その後、確定した所得により決定した保険料額から仮徴収額を差し引いた額を、残りの納期で割り算出します。このとき、端数を7月分で調整します。

【例】令和5年度および令和6年度に第2段階で、普通徴収の場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月	合計
5,000円	5,000円	5,000円	9,650円	9,500円	9,500円	43,650円

◎特別徴収（年金から天引きされる方）

4月・6月・8月の保険料額については、令和5年分の所得が確定しておりませんので、前年度2月の保険料額をそれぞれ仮徴収します。その後、確定した所得により決定した保険料額から仮徴収額を差し引いた額を、残りの納期で割り算出します。このとき、端数を10月分で調整します。

【例】令和5年度および令和6年度に第2段階で、特別徴収の場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月	合計
5,000円	5,000円	5,000円	9,650円	9,500円	9,500円	43,650円

※なお、40歳から64歳までの方は、加入されている医療保険料の一部として介護保険料を納めていただいております。

介護保険に関するご相談などは、役場でも受け付けています。

お困りのことなどございましたら、担当係までお気軽にご連絡ください。

＜お問い合わせ先＞

- | | | | |
|-------------------------|-------|------------|------------|
| ・介護保険各種申請、介護保険料などに関すること | 健康福祉課 | 健康支援係 | Tel32-1021 |
| ・介護についての相談、認知症などに関すること | 健康福祉課 | 地域包括支援センター | Tel32-1021 |

後期高齢者医療制度のお知らせです

令和6・7年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直されます。

長野県における令和6・7年度保険料率は、後期高齢者の増加や医療費の伸びに加え、現役世代の負担を抑えるための国の制度改正により、次のとおり増額改定することになりました。

お一人おひとりの保険料額は6月下旬に決定し、7月以降にお住まいの市町村から決定通知書によりお知らせします。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

	令和4・5年度	令和6・7年度	備 考
均等割額	40,907円	→ 44,365円	
所得割率	8.43%	→ 9.45%	令和6年度は、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の場合は8.56%
賦課限度額	66万円	→ 80万円	令和6年度は、昭和24年3月31日以前に生まれた方、障害認定の方は73万円

均等割額
44,365円

+

所得割額

(所得－43万円)×

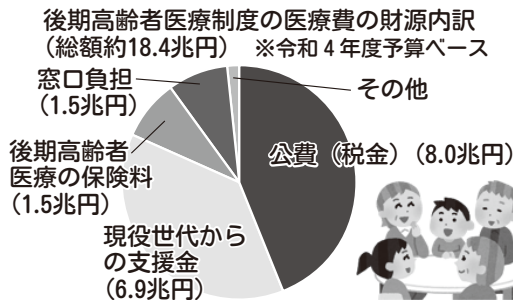
9.45%
または
8.56%

=

年間保険料額
限度額は80万円または73万円

制度見直しの背景

- ・ 高齢化が進み、75歳以上の後期高齢者は毎年増えており、高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。
- ・ 後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約 4 割は現役世代が負担する支援金でまかなわれており、高齢者医療費の増加に伴って、今後も現役世代の負担は拡大していく見通しです。
- ・ このような中、全ての国民が、年齢に関わりなく、その能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。
- ・ このような考えに基づき、昨年、後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、令和 6 年 4 月から新制度が始まります。
- ・ 今回の保険料の見直しは、現役世代の負担を抑えることで、国民皆保険を将来につないでいくために行われます。



制度改正の内容

● 後期高齢者負担率の見直し

(高齢者の保険料の伸びを現役世代の支援金の伸びに合わせる見直し)

後期高齢者医療における医療費の負担割合は、後期高齢者負担率によって定められています。後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じになるように後期高齢者負担率が設定されます。

● 出産育児支援金

(出産育児一時金の費用を後期高齢者も支えていく仕組みの導入)

出産育児一時金の支給費用の一部を、現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援(拠出)する仕組みとなります。

保険料の見直しに伴い、激変緩和措置があります

- 令和6年度からの制度見直しに伴う、新たなご負担に関しては、
- ①収入にかかわらずご負担いただく定額部分(均等割)のみを負担する約 6 割の方(年金収入153万円相当以下の方)については、制度見直しに伴う増加はありません。
 - ②収入に応じてご負担いただく定率部分(所得割)は、一定以下の収入の方(年金収入153万円～211万円相当の方)を対象に、令和 6 年度は制度見直しに伴う増加はありません。
 - ③年収約1,000万円を超える方を対象とする保険料負担の年間上限額(賦課限度額)は、段階的に引き上げられます(令和 6 年度は73万円、令和 7 年度は80万円)。

※令和 6 年度に新たに75歳に到達する方は③の激変緩和措置の対象外となります。

保険料の軽減



所得の低い方については、均等割額の軽減措置があります。

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	軽減割合(軽減後の均等割額)
	令和 6・7 年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数* - 1) 以下の場合	7 割軽減 (13,309円/年)
43万円+ (29.5万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数* - 1) 以下の場合	5 割軽減 (22,182円/年)
43万円+ (54.5万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数* - 1) 以下の場合	2 割軽減 (35,492円/年)

※給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する方の数と公的年金等の収入が125万円(その方が65歳未満の場合は60万円)を超える方の数(給与所得を有する方を除く)の合計をいいます。

《お問い合わせ先》 天龍村役場健康福祉課 健康支援係 ☎32-1021
または、長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320



年に1度は、特定健診を受けましょう！

高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病のほとんどは自覚症状がないため、健診で早期発見しましょう。

また、内臓脂肪が過剰に蓄積した状態であるメタボリックシンドロームは、生活習慣病の原因と言われており、特定健診はこのメタボリックシンドロームに着目した内容になっています。ぜひ受診しましょう！

	特 定 健 診		特定保健指導	後期高齢者健康診査
年 齢	令和 6 年度40～74歳の方(75歳の誕生日前日まで)		 健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクに応じて、栄養士・保健師などの専門家から生活習慣改善のサポートを6か月間受けられます。  健診のあとは、特定保健指導を受けましょう！	令和 6 年度75歳～80歳の方
対象者	天龍村国保加入者の方	勤務先等の医療保険加入者及びその扶養者		後期高齢者医療保険加入者
	(人間ドックと重複受診はできません)			
受診に必要なもの	①天龍村国民健康保険被保険者証 ②受診券(6月中に送付予定)			①長野県後期高齢者医療被保険者証 ②受診券(6月中に送付予定)
集団健診	7 / 9 (火)午前 おきよめの湯	個別の特定健診については加入している各医療保険者にお問い合わせください。		7 / 11(木)午前 おきよめの湯
	7 / 9 (火)午後 老人福祉センター		7 / 11(木)午後 老人福祉センター	
	7 / 10(水)午前 老人福祉センター		7 / 12(金)午前 老人福祉センター	
費 用 (個人負担金)	2,000円		1,000円	
実施者 (お問い合わせ先)	天龍村役場 健康福祉課 電話 32-1021		天龍村役場 健康福祉課 電話 32-1021	

※人間ドックを受診予定の方は、村の集団特定健診は受診する必要はありません。

※75歳以上の方で定期的に病院を受診している方は、主治医とご相談ください。

がん検診一覧表（集団検診）

※村では国の指針に基づき、以下のがん検診を行います。勤務先などでがん検診を受ける機会のない方は、検診費用のお得な村の集団検診をご利用ください。

検診項目	肺がん	胃がん	大腸がん	婦人科検診
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	子宮頸がん：20歳以上 乳がん（エコー）：30歳～39歳及び41歳～69歳の奇数歳 乳がん（マンモ）：40歳～70歳の偶数歳
実施日	9月17日(火)	10月29日(火)	10月28日(月) 10月29日(火)	7月～令和7年3月
受診場所	各地区を巡回します	老人福祉センター おきよめの湯	老人福祉センター おきよめの湯	阿南病院
検査項目	(問診) 胸部X線撮影	(問診) 胃部X線撮影 (バリウム)	(問診) 便潜血検査(2日法)	(問診) 子宮頸がん：細胞診 乳がん：超音波検査(エコー) マンモグラフィー
費 用 (個人負担金)	500円	1,500円	500円	子宮頸がん：1,000円 乳がん（エコー）：1,000円 乳がん（マンモグラフィー）：2,000円
〈お問い合わせ先〉 天龍村役場健康福祉課 電話 32-1021				

※詳しくは、4月上旬にお配りしました「がん検診希望調査」をご覧ください、申し込みください。

令和6年4月からの天龍村国民健康保険診療所の診療体制について

天龍村国民健康保険診療所の診療体制について、令和6年4月1日から下記の体制に変更となりました。なお、具栄作医師については令和6年3月末で退任となりました。



これまで、村の医療体制充実のためご尽力いただき、ありがとうございました。

○医師氏名：水谷 喜雄 ○診療科目：内科、外科

○診療日・診療時間

曜日	午 前	午 後	備 考
日	休日当番日のみ診療（9：00～18：00）		
月	8：30～12：30	15：00～19：00	夕診19：00まで診療
火	8：30～12：30	予約・往診	
水	8：30～12：30	予約・往診	
木	8：30～12：30	ワクチン接種など	
金	8：30～12：30	予約・往診	
土	休 診		

○祝日は休診 ※休日当番日のみ診療（9：00～18：00） ○受付時間は診療終了時刻の30分前までとなります。

○火曜日から金曜日までの午後の外来は、予約診療となりますが、急病の場合等は事前にお電話でご連絡をお願いします。

○その他

医師不在時については従来どおり携帯電話への転送等により医師・看護師が対応します。

天龍村国民健康保険診療所：電話 0260-31-0950 FAX 0260-31-0951

保健師だより

「がん」のお話

日本人の2人に1人が一生のうち一度は「がん」になるという調査結果があります。それほど身近な病気となったがんを予防するためには、次の「がん予防法」を実践してみましょう。

- ① たばこを吸わない（禁煙する、受動喫煙を避ける）
- ② 節酒する（飲酒量を減らす、無理に飲酒しない）
- ③ 食生活を見直す（食塩摂取量を減らす、野菜と果物を食べる、熱い飲食物は冷ましてから）
- ④ からだを動かす

適正体重を維持する

この5つの予防法を身につけると将来がんになる確率を下げるといわれますので、一つでも多く取り組めるとよいでしょう。

また「感染」が「がんの原因」となる場合があります。B型・C型肝炎ウイルスやヒトパピロウイルスに感染するとそれぞれ肝細胞がん・胃がん・子宮頸がんが発生しや

すいといわれています。でも感染したら必ずがんになるわけではなく、状態に合わせて対応すればがんの発症を抑えられます。感染の有無を検査する、予防接種やがん検診を受けるなど様々な方法があります。

もしも、がんになったら…

がんと診断されて不安を感じingことは自然なことです。

「これからどうなるのか、治療は、仕事は、家族は…」と、何をどうすればいいのか分からなくなるかもしれません。困った時は、全国にある「がん相談支援センター」に無料で相談できます。

「飯田市立病院」は地域

がん診療連携拠点病院であり、「がん相談支援センター」を開設しています。市立病院の患者であるかは問わず、どなたでも無料で、匿名で相談できます。患者さん本人や家族だけでなく、医療福祉関係者なども利用できます。

電話 0265-21-2010
FAX 0265-21-1236
メール gansoudan@imh.jp

◎受付時間

午前8時30分～午後5時15分（平日）

◎場所

飯田市立病院 がん診療・緩和センター内

『令和6年度の「がん検診」について』

村では医療保険の種類に関係なく受けられる、がんの集団検診を行います。

各世帯にお届けした「検診調査票」の「村でうける」など当てはまる項目に○をつけて提出をお願いします。「村でうける」に○をされた方には、後日、検診票と詳細通知を送付いたします。

症状に依じた「上手な医療のかかり方」を
まづっソナナビゲート!!

長野県HPから
保存版
上手な医療のかかり方BOOKを
ダウンロード!

Check
詳細はこちら

令和 6 年度 地区担当職員名簿

令和 6 年（2024年） 4 月 1 日

地区名	担当職員名					
為 栗	影原 房	飯泉 幸大				
長島宇連						
折 立	齋藤 正宏	福士 冬吾				
清 水	熊谷 弘幸	西村 颯真				
東 原 A	鈴木 浩孝	野竹 英二	槇村 綾奈			
東 原 B	伊藤 祐介	小瀬水 涉				
西 原	渡久山直樹	宮澤真由美	内藤 孝雄	福士 冬吾		
中 央	大平 成二	宮澤真由美	成瀬 理沙	山崎 仁美	田嶋 迪朗	中島加奈子
北	大平 崇史	宮澤 寿幸				
本 町	松澤 一生	成瀬 理沙	青木裕一郎			
余 野	熊谷 弘幸	小林 勇太				
岡 本	橘 謙治	森 祐二	金田 祥吾	宮澤 寿幸	槇村 綾奈	
長 野 町	影原 房	小瀬水 涉				
長 野	藤澤 久美	服部 誠司				
南 上	橘爪 貴	坂田 一万	中島加奈子			
南 中	大平 卓治	宮下 正和	飯泉 幸大	青木裕一郎	斉藤 佑馬	西村 颯真
栄 町	内藤 孝雄	金田 祥吾				
南 下	中島 俊博	山崎 仁美	若月 瑞歩			
松 島	大平 崇史	長田みゆき	岩崎紗佑美	若月 瑞歩		
松島中電						
独身住宅						
鶯 巣	服部 誠司	斉藤 佑馬				
十 久 保	玉井 直江	長田みゆき				
下 山	後藤 浩二	青木裕一郎				
中 井 侍	斎藤 正宏	玉井 直江				
途中上平	森 祐二	瀧澤 翔				
鶯巣宇連						
福 島	後藤 浩二	藤澤 久美	小林 勇太			
倉 の 平	野竹 英二	若月 瑞歩				
坂 部	大平 卓治	宮澤 寿幸				
中 組	宮下 正和	飯泉 幸大				
戸 口	渡久山直樹	岩崎紗佑美				
大 久 那	橘 謙治	西村 颯真				
合 戸	鈴木 浩孝	福士 冬吾				
見 遠						
向 方	橘爪 貴	松澤 一生	田嶋 迪朗			
峠 山						
大 河 内	中島 俊博	伊藤 祐介	後藤三八子			
梨 畑	坂田 一万	大平 成二	後藤三八子			

令和6年3月1日から戸籍の広域交付が始まりました!

戸籍証明書等の請求が便利になります

戸籍の広域交付とは

戸籍法の一部改正により本籍地以外の市区町村でも戸籍謄本を取得できます。

必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村でまとめて請求できます。

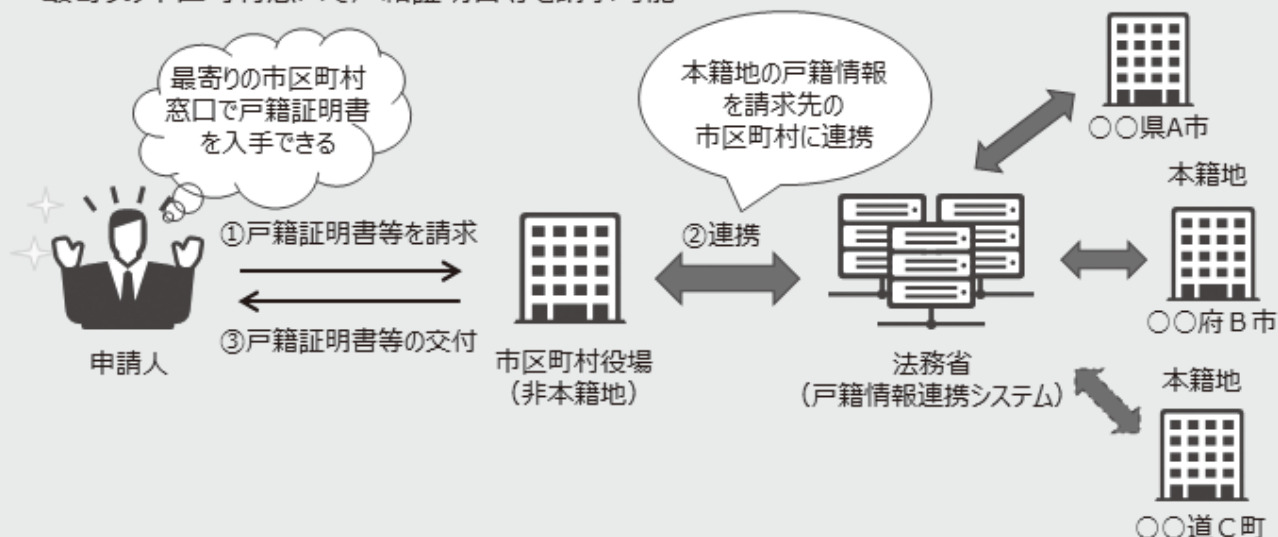
※ただし、コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は除きます。

※一部事項証明、個人事項証明は請求できません。

※現在、全国的に法務局が管理するシステムに繋がりにくい状況にあり広域交付の戸籍の取得が難しい場合があります。

相続人の出生から死亡までの連続した戸籍など、複数の証明書を請求する場合は、おおむね一週間程度の日数を必要とします。まずはご連絡をお願いします。

●最寄りの市区町村窓口で戸籍証明書等を請求可能



広域交付で戸籍証明等を請求できる方

本人・配偶者、直系尊属（父母、祖父母）、直系卑属（子、孫など）

※上記の方が載っていない戸籍（きょうだい及び配偶者の戸籍）証明書は請求できません。請求できる方が直接窓口へお越しください。

※本人確認のために、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード）のご提示をお願いします。

取得できる戸籍

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 450円

除籍全部事項証明・除籍謄本・改正原戸籍謄本 750円



お問い合わせ先：住民税務課 住民窓口係 ☎32-1024

天龍村定住促進事業のあらまし

天龍村定住促進事業は、皆さんに「天龍村に住んで良かった」と、また村外の方々に「天龍村に住んでみたい」と思ってもらえるような魅力ある村づくりに寄与することを目的とした条例です。該当すると思われる方は、お気軽にご相談ください。

(2022年 4 月 1 日～ 2025年 3 月31日)

種類	補助金等の額	補助対象事業の範囲及び補助要件
住宅新築補助金	16歳～40歳 工事費の20%以内 41歳～50歳 工事費の10%以内 51歳～60歳 工事費の5%以内 (限度額200万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ永住の意志がある方 ②申請時の年齢が16歳以上60歳以下の方 ③申請後2年以内に建築の完成を認める方 ④補助金は1戸1件を対象とします。 ⑤申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受け建設する場合は対象となりません。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。 ⑥工事完成後に補助金を交付します。 ⑦工事完成後、申請者本人、又は同居の親族の名義に登記する必要があります。
住宅増改築補助金	16歳～40歳 工事費の20%以内 41歳～50歳 工事費の10%以内 51歳～60歳 工事費の5%以内 (限度額100万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある方 ②申請時の年齢が16歳以上60歳以下の方 ③補助金は1戸1件を対象とします。 ④申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受けて施工する場合は対象となりません。 ⑤工事完了後に補助金を交付します。
空き家等取得補助金	16歳～40歳 取得費の20%以内 41歳～50歳 取得費の10%以内 51歳～60歳 取得費の5%以内 (限度額100万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある方 ②申請時の年齢が16歳以上60歳以下の方 ③申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受けて取得する場合は対象となりません。 ④空き屋等取得後に補助金を交付します。 ⑤空き屋等取得後、申請者本人、又は同居の親族の名義に登記する必要があります。
取得宅補助金	取得費の100%以内 (限度額100万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある方 ②申請時の年齢が16歳以上60歳以下の方 ③住宅用地面積100㎡以上取得した方 ④用地取得後に補助金を交付します。
U・Iターン助成金	2歳以上1人につき5万円 右記⑥に該当する場合は +5万円	①天龍村に16歳以上60歳以下でU・Iターンした方で、居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある方 ②村内に居住した日から起算し、2年経過後に支給します。 ③支給は1人につき1回限りとし、支給後の再転入は支給しません。 ④申請者本人及び同居者が他の補助金を受けた場合は支給しません。 ⑤申請時において2歳未満の子供がいる場合は、その子供に対し出産祝金の額を交付します。 ⑥転入時に30歳以下でU・Iターンした方のうち、村役場を除く村内事業所に就職ないし起業、就農し、継続して2年以上勤務した場合は、①～⑤とは別に左記に定める助成金を支給します。
後継者助成金	5万円 右記③に該当する場合は +5万円	①新規学卒後、村内に居住及び住所を有し、かつ、本人及び父母等に永住の意志がある方 ②卒業した日から起算し、12か月経過後に支給します。ただし、申請時に12か月以上の居住及び住所要件を満たしている必要があります。 ③新規学卒した年に、村役場を除く村内事業所に就職ないし起業、就農し、継続して2年以上勤務した場合は、①②とは別に左記に定める助成金を支給します。
通勤助成事業	1kmあたり10円 (支給限度：一月あたり 10,000円 但し、支給総額の1/3の額は 村内SS利用クーポン券にて 助成) 年間支給券算出式 「10円×最短通勤往復距離 ×1か月の通勤日数(22日 を上限とする)×通勤月数」	①1月1日の申請基準日において天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志がある方 ②16歳以上で村外の就業地に勤務している方、及び村長が特別に認めた方に支給します。 ③毎年1月から12月までの間の利用実績に応じ、支給総額を決定します。ただし、当該月の勤務日数が15日を欠くときは当該月分については支給の対象となりません。 ④支給総額のうち2/3は現金で支給し、1/3は村内SSで翌年度利用できるクーポン券(千円券)を発行します。【クーポン券相当額計算式】支給総額×1/3(但し百円単位は切り捨て、現金で支給) ⑤④で算出された金額のうち、16歳～40歳はその額の10/10、41歳～50歳は2/3、51歳以上は1/3の額を支給し、消防団員にあっては算出された年間支給額に10%の額を加算し支給します。※支給率の年齢は申請基準日を適用します。 ⑥村内SS利用クーポン券は村内のガソリンスタンドに限り使用できるものとし、当該スタンド取扱商品、サービスに対し使用できます。(利用可能の例：給油、灯油配達、タイヤ・オイル交換、洗車など/利用不可能：専用カードへの入金)
結婚祝金	国内、外国人との結婚を問わず1組 10万円	①天龍村に2年以上居住及び住所を有する方で、かつ、永住の意志のある夫婦(居住要件は片方が該当していれば対象となります。) ②結婚祝金は重複して支給しません。
出産祝金	第1子・第2子 20万円 第3子 50万円 第4子以降は第3子と同額	父母のいずれかが天龍村に2年以上居住及び住所を有する方で、かつ、永住の意志のある父母。

※詳細は地域振興課 移住定住推進係までお問い合わせください。(☎32-1023)

能登半島災害地派遣について

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震において、長野県は「長野県合同災害支援チーム」による被災県などへの支援に関する協定に基づき、県と市町村が一体となり、一つのチーム「チームながの」として、被災地支援を行っています。天龍村からは職員 3 名を派遣しました。



3/15派遣職員出発式

3 名のうち、2 名は 3 月 18 日から 23 日、1 名は 3 月 26 日から 31 日の期間、輪島市へ派遣され、主に避難所である輪島高校にて、避難所支援の業務にあたりました。

避難所には 3 月 18 日時点

で 80 名を超える方々が未だに避難所生活を強いられている状況でしたが、ライフラインは確保されていました。被災者と JOCA(青年海外協力協会) などボランティアの方を中心に避難所の運営が確立され、落ち着いて避難所生活を送っていました。



避難所の様子

「チームながの」として行った避難所支援は主に避難者の見守りを中心に、配給・物資の運搬、避難所の換気などタイムスケジュールに則った業務を 24 時間体制で行いました。



配給支援



物資運搬

また、派遣期間中の休養日には、輪島市内の被害の様子を直接見て回りました。



朝市の火災現場

今回、災害地派遣は、職員が実際の被災地の様子をみて、肌で感じる機会になりました。想像に反し、物資は充実しており、派遣期間中、飲食に困ることはありませんでした。一方、二

ユースなどで報じられているようにトイレの確保の問題や入浴など長期の避難所生活を強いられる状況となった場合の衛生面の課題など、村でも研究していかねければならない点も多くありました。

避難所の中心に支援物資を配置
各自で好きな物を取っていきます

また、先述しましたとおり、避難所の輪島高校に避難されている方々は落ち着いて生活していて、安定した避難所運営がなされておりました。これは派遣先が市街地であり、早期の物資輸送網の確保、主要となるライフラインの復旧が実現しやすい条件下にあったこ

とも、要因の一つでもあると考えます。

現在、天龍村では近い将来、発生が危惧される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えが必要な時です。南海トラフ巨大地震が発生した場合、能登半島地震と異なり、被害が全国的に広範囲に及ぶため、今回の派遣先に見てきたような物資が充実し、ライフラインも復旧した安定した避難所運営の体制が整うだけでも相当な時間を要することが考えられます。

村でも限られた財源の中で今後も備えを充実させていきたいと考えますが、村民のみならずにおかれまして、自分の命は自分で守る意識のもと、各ご家庭においても非常食や水、ポータブル電源などの災害用備品の備えの充実をお願いするとともに、日ごろから災害が発生した時の行動などを確認しておくことなど、今一度防災意識を高め、有事に備えていただきますようお願いいたします。

令和5年度 産業振興に係る調査研究プロジェクト報告会開催

村では、第6次総合計画及び第2期まち・ひと・仕事創生総合戦略の実現に向けて、村が一体となって取り組むべき様々な課題の中から、効果が大きく重要と考えられる、農業、林業、観光に関する産業振興についての調査研究を令和元年7月から実施するとともに、令和4年度からは、福祉に関するプロジェクトを加え、4つのグループに分かれて行政主導による振興策などの仕組みを考える活動を行ってきました。

3月26日(火)に、各プロジェクトの令和5年度とこれまでの活動内容に関する報告会を開催し、当日はご多用の中、多くの方々にご出席をいただき、本活動に対しての貴重なご意見やご助言を賜りました。

この活動は、令和5年度を持ちまして一旦区切りとさせていただきます。令和6年度からは、各チームの活動で得た知識を、職員それぞれの立場で活かしてもらう中で、課題解決に向けて取り組

り組みをさせていただくこととしました。

これまで、ご協力を賜りましたみなさんに対しましてお礼申し上げますとともに、今後におきましても職員の活動へのご理解をお願いいたします。

○農産物継承プロジェクト

今年度の農産物継承プロジェクトは、村内の農業に関わる方たちで集まる「楽農塾」を設立し、情報交換や肥料づくりなどの共同作業を行ったほかに、地産地消に向けて学校給食に規格外野菜を活用する提案や天龍村の新たな特産品「十久保南蛮」の栽培支援を行いました。

本プロジェクトは今年度も引き続き今年度も継続していききたいと思

います。

○森林資源活用プロジェクト

木に触れ、森と親しむを

テーマに、木に触れることのできる薪割りイベントを2回開催しました。普段の生活で森に囲まれた生活をして

いるものの、身近にある木に触れる機会が少ないため、こうした機会を通じて体験で、森林資源に興味を持つ方を増やす取り組みを実施し、延べ約60名の方に参加いただきました。

また、役場庁舎の薪ストーブの運用から、村内で薪の循環利用についての調査や検討を実施しました。

○観光プランディングプロジェクト

今年度の観光プランディングプロジェクトは、主にSNSを活用した地域の話題や四季の発信、村内レストランへの新メニューの提案を行いました。

SNSによる情報発信では、天龍村を知ってもらうきっかけ作りのひとつとして、行事の風景や季節の話題、イベント告知など様々な投稿を行いました。また、村内レストランへ

の新メニューの提案では、村ならではの当地メニューを提案し、村を訪れる目的となりうる新規コンテンツの確立を目指しました。



○福祉産業プロジェクト

今年度は天龍保育所及び社会福祉協議会(養護老人ホーム天龍荘・特別養護老人ホーム天龍荘)を視察し、それぞれの職員へ聞き取りによる課題の洗い出しを行いました。今年度をもってプロジェクトとしての活動は終了します。短期のプロジェクトでしたが、当プロジェクトの調査研究が今後の福祉産業に少しでもプラスに働くことを願っています。

介護料支給のご案内及び交通遺児等への育成資金の無利子貸付のご案内

「介護料の支給」

自動車事故により「脳」、「脊髄」、「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について「常時」又は「随時」の介護が必要となった方に、次のとおり介護料を支給します。

◎支給額(月額)

特1種	85,310円
Ⅱ種	21,153円
Ⅲ種	7,299円
Ⅳ種	1,669円
Ⅴ種	500円
Ⅵ種	83,480円

「交通遺児等への育成資金の無利子貸付」

自動車事故により保護者が亡くなられたり、重度後遺障害を残すこととなったご家庭の中学校卒業までのお子様を対象に育成資金の無利子貸付を行っております。

◎貸付額(無利子)

はじめに一時金:

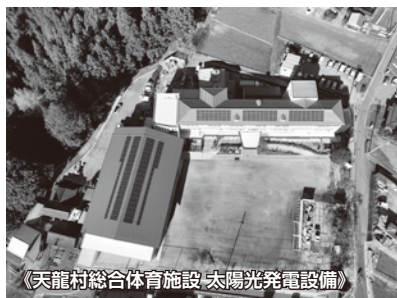
毎月:20,000円	155,000円
入学支援金(小中学校入学時):	44,000円

返還方法:中学校卒業後から6ヵ月又は一年の据置期間経過後に月賦又は半年賦併用による20年以内の均等払い
※高校・大学等へ進学された場合、在学中は返還が猶予されます。

★詳しくは、独立行政法人自動車事故対策機構長野支所
TEL026-4801052
FAX026-2631157
URL: <http://www.nasva.go.jp>
長野市南池710-3 長野県トラック会館2F

祝天龍村総合体育施設太陽光発電設備整備工事完成

環境省：地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現するへの自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
第2号事業：令和5年3月完了（設計）第1号事業：令和6年1月完了（整備工事）



《天龍村総合体育施設 太陽光発電設備》



《蓄電池システム》

施設名：天龍村総合体育施設

導入設備：太陽光発電設備

モジュール容量 56.94kW、パワコン容量 49.9kW、蓄電池システム、蓄電池容量 104.4kWh、パワコン容量 49.5kW

補助金額：40,425千円（事業費の1/2）

CO²削減量：36.39 t-CO²/年

施工業者：株式会社リックス、新井電気工事株式会社

設計監理：株式会社鈴木建築設計事務所



事業内容

令和4年度に建設した天龍村総合体育施設は、体育施設の他、有事の際に避難施設となるもので、施設には非常用電源、非常用給水タンク、フリー Wi-Fi、災害用照明（グラウンド用）、備蓄用倉庫を完備しています。

令和4年度に本補助金により、太陽光発電施設設備設計業務を、引き続き、令和5年度に太陽光発電施設の整備を行い、有事の際、体育施設及び隣接する小・中学校の電源を賄うことを目的としました。

発電機を用いず、太陽光発電施設を整備したことで、平時の脱炭素化に加え、災害時のエネルギー供給などの機能発揮が可能となりました。

ゼロカーボンに向けての第一歩

昼間は、太陽光発電のエネルギーで校内の電気を補うと共に蓄電池に充電
夜間は、蓄電池で校内へ放電で脱炭素化の実現を図っています

避難所の防災機能が向上しました



《パワーコンディショナ》



《切替盤》



《蓄電池バック》

日産電気自動車リーフのリユース電池バック



非常時昼間・夜間も体育施設は電気の使用可能

普及効果・平時における役割

平時は施設内の電気系統に太陽光発電で発電した電力が自家消費します。体育施設・教室の増設に伴い契約電力が変更になりましたが、既設の電力を賄うことができる予定です。また休日等で使用電力が少なく発電の電力に余剰が発生するときは、蓄電池システムに充電をして、発電をしていない時に放電し、再生可能エネルギーでの電力を有効に使用します。CO²削減量は36.39 (t-CO²) が見込めます。

今後も本事業にて導入した設備・施設を活用したPRを行い、再生可能エネルギーへの理解と推進、各家庭での非常時に向けての対策、意識の向上を図るとともに、今後も村内の公共施設において環境に配慮した設備の導入を前向きに検討したいと思います。

防災減災面における役割

災害時は、天候の良い昼間は、太陽光発電により蓄電池システムに充電をして、蓄電池システムにより、体育施設（照明について管理人室は全数点灯、トイレ、アリーナ、会議室は通常の1/2点灯、コンセントはアリーナ、トイレ、外部東面は全数、残りは使用状況を考慮して通常の1/2又は無し、エアコンは三相エアコンを会議室で使用可）、校舎側（照明は家庭科室、ランチルーム、は全数点灯、コンセントは前述個所全数と災害用Wi-Fi電源、エアコンは三相エアコンを家庭科室・ランチルームで使用可）に電気を供給することにより、有事の際の防災の拠点としての役割を果たしていきます。

また災害時の夜間に関しては、昼間太陽光発電で発電した余剰電力を蓄電池システムに充電することで、体育施設（照明について管理人室は全数点灯、トイレ、アリーナ、玄関ホール、会議室は通常の1/2点灯、コンセントはアリーナ、トイレ、外部東面は全数、残りは使用状況を考慮して通常の1/2又は無し、エアコンは三相エアコンを会議室で使用可）、校舎側（照明は家庭科室、ランチルーム、は全数点灯、コンセントは前述個所全数と災害用Wi-Fi電源、エアコンは三相エアコンを家庭科室・ランチルーム）で使用可能となります。



非常時SW表記+非常時用コンセント

ふるさと寄附金 ありがとうございます

広報天龍第217号(1月号)で公表後、3月31日現在で次のみなさんから寄附をいただきました。(ご希望の方のみ、氏名を掲載させていただきます。)

- 田口 正人様
- 青山 悟様
- 岡村 美保様
- 野村 輝善様
- 村田 憲司様
- 根本 泰昌様
- 木村 義一様

今回は85名の方から寄附をいただきました。ありがとうございます。

天龍村ふるさと寄附金は、村のホームページのほか、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」などからもお申込みができます。

決済方法は金融機関からの振込みのほか、クレジットカードも可能です。電話、ファックス、役場窓口でも承ります。

◎ふるさとチョイス
<https://www.furusato-tax.jp>

天龍村が「長野県ふるさとの森林づくり賞」(信州の木利用)で、長野県知事賞を受賞!

この度、天龍村が令和6年2月9日(金)に行われた「長野県ふるさとの森林づくり賞」の表彰式で、信州の木利用推進の部で長野県知事賞を根羽村と川上村と



の連名で受賞しました。この賞は、県内の森林・林業の発展に貢献された個人や団体を対象とするもの

犬猫不妊去勢手術に対する補助金がです

天龍村では、繁殖制限に対する意識を広く普及し、適正な飼育が図られるよう令和6年4月以降に犬猫に対し不妊去勢手術を行った方へ、手術費用の一部を助成します。

対象者

村内に住所がある方
村税などの滞納が無い方
犬の場合、狂犬病の予防接種を受けていること

補助額

1頭当たり5,000円で、手術費用の総額が5,000円に満たない場合はその額

で、東京五輪の選手村へSGEC国際森林認証を取得した森林の木材を提供し、五輪終了後はオリンピックピックレガシーとしてベンチとテーブルを作成し、国際認証材の普及啓発に貢献したことが評価されました。

申請方法

役場または南支所に設置してあります申請書兼請求書へ該当箇所をご記入の上手術を証明するものを添付し提出ください。ご不明な点などございましたら役場建設課環境水道係(☎32-1022)までご連絡ください。

なお、飯田保健所でも年間50頭限定で低額手術費の支援事業を行います。保健所での支援を受けられても村の補助が受けられます。



阿南斎場の午後の火葬開始時刻を変更しました

令和6年4月1日から、都合により、午後1回目の火葬開始時間を今までの13時00分から30分早め、12時30分に変更しました。

なお、午前の開始時間と、午後2回目の開始時間帯は今までも変更はありません。

《現在開始時間》

- 午前9時00分
- 午後1回目13時00分
- 午後2回目15時30分

《変更後開始時間》

- 午前9時00分
- 午後1回目12時30分
- 午後2回目15時30分

▼お問い合わせ先

下伊那南部総合事務組合
(☎22) 4054



地域おこし協力隊・ 集落支援員活動報告会 を開催しました

令和6年3月16日(出)に、おきよめの湯レストランゆとりの宴会スペースで、令和5年度の地域おこし協力隊・集落支援員の活動報告会を行いました。令和5年度は協力隊員・支援員が携わっているお茶やえごま製品などの物販や、協力隊員が運営するカフェで提供しているメニューの試食、協力隊員・支援員との交流の場を設け、例年より隊員との距離が近い報告会になりました。

報告会当日の様子は村C A TVにて放映しますので、ぜひご覧ください。



▶参加いただいたみなさんと



◀当日の様子

都内高校生らと「森林資源」 を考えるワークショップを 開催しました

2月16日(金)、東京都文京区にある都文館グローバル高等学校のみなさんと、都市部と農村部の森林環境譲与税の使い道をテーマとしたワークショップを開催しました。前段として昨年11月にも同様のワークショップを開催しました。生徒らは、地域学習の一環として森林資源について学んでおり、村の若手林業従事者たちと林業について学びを深めました。当日は永嶺村長にも参加いただき、生徒からアイデアや若い感性から生まれる意見を共有しました。今年度は村での学習が計画されているほか、引き続き都市部との交流につなげられるよう取り組みます。



高校生らと村長で記念撮影

天龍村龍の子留学 (親子留学・孫留学) 留学生を募集します

令和6年度2学期から天龍村の公立小中学校に留学を希望される方を募集します。

この事業は、都市部などに在住の方で、村の暮らし・交流・体験を希望される親子や、天龍村にお住まいの方のお孫さんで、村の小中学校への留学を希望される方を対象とした親子留学制度です。

令和6年度は合計4家族が親子留学で天龍小中学校に通っています。留学を希望される方は、お子さんを対象とした学校見学会や面談などを実施しますので、お問い合わせください。

募集期間

令和6年7月1日(月)必着
(2学期から転入の場合)
※留学開始時期はこの限りではありません。

お問い合わせ先

地域振興課移住定住推進係
☎ 32-1023

大学生の活動を受け入れました

南蜜の栽培に取り組む板倉貴樹

○武蔵野大学受け入れ(3月8日(金)~12日(火))

武蔵野大学の学生有志によるフィールドスタディが行われました。昨年9月にも同大学の学生が訪問し、学生らが今後、通いながらできることを考え、継続的な訪問につなげられることを目的に実施しました。学生の中には長期休みを活用し滞在しながら地域活動に協力することに興味をもち、こうした受け入れも検討していきます。

○東京農業大学農村調査部受け入れ(3月11日(月)~13日(水))

東京農業大学農村調査部による天龍村の「十久保南蜜」に関する調査が行われました。今年1年の調査テーマを、天龍村の伝統野菜「十久保南蜜」に決め、年間を通して調査します。1回目の調査となった今回は十久保南蜜が栽培されていた十久保地区の圃場を訪問しました。現地では十久保

さんをはじめ栽培に関わる方々のお話を聞きました。また十久保南蜜の種を手に入れた経緯について川上正明さんから説明を受けたり、十久保南蜜以外の特産品である信州サーモンの養魚場を見学したりと有意義な3日間を過ごしました。大学の講義が休みの間を活用して活動すること、次回にはゴールデンウィークに来村します。調査のまとめを秋の学祭で展示を予定しています。

東京農業大学農村 調査部のみなさん



武蔵野大学のみなさん

**見守り・ご用聞き事業
「やまびこデリ」移動販売車
お披露目式を行いました**

令和2年度より実施している「やまびこデリ」事業のうち、本年2月から移動販売の試行運転を実施しており、このたびの本格運行にあたり、3月27日(水)、移動販売車のお披露目式を役場庁舎前にて実施しました。移動販売車のデザインは天龍小・中学校の児童生徒が描いたイラストを組み合わせたラッピングを施し、今後は利用希望者宅を中心に村内各地を巡回します。



移動販売車お披露目式の様子

村の買物支援対策としては今後、移動販売事業とデマンドバスを軸に実施してまいります。バスの運行時刻や利用方法はやまびこデリ直通ダイヤルまでお問い合わせください。

☎ 080-7825-13837

**自転車用
ヘルメット購入補助
4月より開始**

自転車を利用する村民の事故による受傷を防止するための自転車用ヘルメットの普及を目的としてヘルメット購入に要する費用の一部を補助する事業が4月1日より開始されました。

助成金額

中学生以下

上限金額 5,000円以内の全額補助

高校生以上

上限金額 3,000円で購入費の2分の1を補助

その他、対象条件がありますので詳しくは、天龍村役場 総務課(☎32-2001)までお問い合わせください。



**JR飯田線を
利用しよう**

ふだんの通勤通学やお出かけに、ぜひJR飯田線をご利用ください。

鉄道のココが便利！

- ・時間に正確で安全。
- ・移動しながら、読書や食事もしめる。
- ・環境にやさしい。
- ・また、車内の換気、乗務員のマスク着用など、感染症対策にも力を入れていきます。



▶ 中井侍

**大河内森林公園
キャンプ場オープン**

4月20日(土)から大河内森林公園キャンプ場がオープンしました。

オートサイトは1区画1泊2,000円です。

フリーサイトはテント1張1泊1,000円です。

○営業期間：4月20日(土)から10月31日(木)

○予約、お問い合わせ先：地域振興課商工観光係(☎32-11023)

○管理人：吉田勇次

**ニセシジ自然公園
パター&マレット
ゴルフ場オープン**

4月1日(月)から営業を開始しました。

1プレイ大人500円 小人200円(中学生以下) 12枚綴り回数券5,000円。

○営業期間：4月1日(月)から11月30日(土)

○定休日：毎週火曜日

○予約、お問い合わせ先：地域振興課商工観光係(☎32-11023)

○管理人：熊谷周文

**オーケストラと友に
音楽祭2024
「ミニミニデー」
「コンサートin天龍村」**

日時：5月4日(土・祝)

午後7時開演

(午後6時30分開場)

会場：文化センター

なんでも館

出演：名古屋フィルハーモニー交響楽団メンバーによる金管五重奏

入場料：全席自由 一般500円(未就学児無料)

※村民のみなさんは無料でご覧いただけます。ご予約は教育委員会までお問い合わせください。

※4月22日(月)から一般販売を開始します。

◎お問い合わせ先
教育委員会
☎ 32-3206



お世話になります

〔人事異動〕※敬称略

学 校

令和6年度の異動により、次の先生方が村内の小中学校に着任されました。

天龍小学校

- ◇鈴木 喜香（4年）
- ◇守屋 武浩

（教育支援講師）

天龍中学校

- ◇二之宮和英（3年副担任）
- ◇下平 愛菜（1年副担任）
- ◇カプリエル・カブラル（ALT）

消 防

※敬称略

令和6年度天龍消防団役員が選任されましたのでお知らせします。

- ◇団 長 恩澤 知
- ◇副団長 宮下 正和
- ◇本部長 橋爪 貴
- ◇喇叭長（兼）橋爪 貴
- ◇機関長 内藤 孝雄
- ◇救護長 松澤 一生
- ◇旗 手 熊谷 大喜
- ◇第一分団長 小木曾 啓
- ◇副分団長 鈴木 竜彦
- ◇ ” 大平 成二

- ◇第二分団長 瀧澤 翔

- ◇副分団長 服部 誠司

- ◇ ” 村澤 雄大

- ◇女性班長 若月 瑞歩

- ◇副班長 岩崎紗佑美

お世話になりました

〔人事異動〕※敬称略

役 場

○退職

3月31日付けで次の職員が退職となりました。

- ◇吉野あづ美（保健師）

- ◇塚田 響（保育士）

新地域おこし協力隊員



於保 樹

4月より地域おこし協力隊として活動させていただきます。

出身は海沿いの神奈川県藤沢市ですが、山に憧れて大学から長野県に住み始めました。大学在学中には、森林や林業に関するこ

とを学びました。そして、自然の中で体を動かす林業の現場作業が楽しくなり興味を持ち始めました。偶然にも2年ほど前に天龍村と出会い、段々と天龍村で林業を仕事したいと考えてるようになりました。

主な活動内容は「林業を中心とした地域活性化」です。大学在学中に繋がった村内外の方を集めて林業に関連するイベントなどを開催し、地域の活性化に繋がっていきたいです。最後に、林業に関して、まだまだ未熟で技術や知識を身に付けてながら天龍村の林業に全力で貢献していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

集落支援員の抱負



石井 洋子

4月から集落支援員としてお世話になります石井洋子です。生まれも育ちも天

図書館新着本紹介

図書館に新しい本が入りました。

◇えほん

- ・ノラネコぐんだん おすしやさん



◇一般向け

- ・ワクワク 天敵どうぶつ図鑑



- ・島津と武家史へようこそ



みなさんが読みたい本、観たいDVDなどのリクエストを随時受け付けています。

◇天龍村図書館

- ☎ 32・3206

◇開館時間

- 午前10時から午後6時

◇休館日

- 毎週月曜日、祝日、月末日



天龍小中学校 入学祝品贈呈



入学祝品を受け取る小・中学校1年生

天龍小学校新入生5名、天龍中学校新入生4名へ、村長から祝品などを贈呈しました。

同時に、村からの緑化木のシャクナゲが頒布されました。

また、(株)興亜エレクトロニクスから、防犯ブザーの贈呈も行なわれました。

新しい校舎と新しい道具で毎日元気に登校して、勉学に励む姿を願います。



電源立地地域対策交付金事業



電源立地地域対策交付金事業を活用し、昨年度は村道屋奈瀬連地線法面防災工事、保育所運営事業、農道坂部線落石防止工事、大河内多目的集会施設落石防止工事、小中学校運営事業の5事業を実施しました。

この交付金は、ダムなどの発電施設のある市町村に交付され、天龍村には約3千万円が毎年度交付されています。

令和5年度事業概要

①村道屋奈瀬連地線 法面防災工事



当路線は永年の風雨による浸食によって表面の風化

が進行しており、吹付工法による安定確保が重要でありました。今回の事業を実施することで年に5〜6件ほど発生していた当該区間の落石発生のリスクを軽減し、住民の方が安心して走行できる路線となりました。

②保育所運営事業

保育士5名分の人件費(8ヶ月分および期末勤勉手当)を確保でき、地域格差のない質の高いサービス



を提供することができました。今後も継続して保育環境の充実を図っていきます。

③農道坂部線 落石防止工事

農道坂部線は坂部地区内の林道虫川新野峠線と合流する生活道路、通勤道路としても重要な路線であり、本村の特徴でもある、中山間地域の傾斜地の中に設置されていることから、時期を問わず落石が発生する状況のなか、本事業で落石防止柵を増設したことで、利用者が安心安全に利用でき



る路線となりました。

④小中学校運営事業

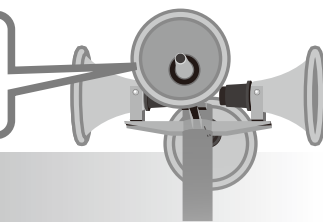
天龍小中学校の村費講師3名(7ヶ月分および期末勤勉手当)を確保することで、複式学級が解消され、将来を担う児童・生徒のために質の高い教育の提供、特色ある教育の充実を図ることができました。

⑤大河内多目的施設 落石防止工事

大河内多目的施設裏手から落石があり、建物にも落石の衝突による破損が見られたため、当該箇所の落石防止工事を実施しました。大河内多目的施設は災害時の避難施設にも指定されている為、有事の際に住民の方が安心して使用できる施設となるよう、安全性の向上を図りました。



防災行政無線放送(村内放送)の確認方法



1 戸別受信機で再生する方法

防災行政無線放送(村内放送)は、各家庭に設置されています戸別受信機に録音され、聞き逃した放送なども以下の方法でいつでも確認することができます。

○再生を開始する

放送時間外に、受信機の▶/●ボタンを短押し

○再生を停止する

再生中に▶/●ボタンを長押し

○次の放送を再生(スキップ)

再生中に▶/●ボタンを短押し

○頭出し(再生中の放送を聞き直し)

再生中に音量ーボタンを長押し



留意事項

※放送は、新しい順で再生されます。

※最大録音時間は約40分で、それを超えると古い放送から削除されます。

2 電話で確認する方法

外出している場合でも防災行政無線放送(村内放送)を、電話で確認することができます。
なお、放送内容を確認する場合は通話料が必要となります。

※電話番号 0260-32-2595(有料)

— ご不明な点は、総務課総務情報係へお問い合わせください —

◎村営バス等のゴールデンウィーク中の運行について

	4/29 (月・祝)	4/30 (火)	5/1 (水)	5/2 (木)	5/3 (金・祝)	5/4 (土・祝)	5/5 (日・祝)	5/6 (月・祝)
村営バス神原線 (平岡郵便局～大河内)	○	○	○	○	○	○	○	○
	通常運行(天候などの状況により、臨時便または運休となる場合があります)							
広域バス平岡線 (平岡～和田)	×	○	○	○	×	×	×	×
	運休	通常運行			運休			
乗合タクシー平岡線 (平岡～和田)	○	○	○	○	○	○	○	○
	土日祝ダイヤ	平日ダイヤ			土日祝ダイヤ			

天龍保育所 入園式

4月3日(水)に、天龍保育所入園式が行われました。

令和6年度は年少児1名、未満児3名、合計4名のお友達を新たに迎え、全園児18名で元気にスタートしました。これからよく食べ、よく寝て、よく遊び、心も体も大きくなっていきます。

村民のみなさんにはお世話になります。よろしくお願いいたします。



4人の新入園児さんを迎えました

天龍小・中学校入学式



胸を張って前を向く小学校1年生

4月4日(木)に、天龍小学校、天龍中学校の入学式が開かれました。

今年度の新入生は、小学校が男子3名、女子2名、中学校は男子1名、女子3名です。

今年度から小中学校が併設となり、中学1年生は馴染みある校舎で生活することになります。中学生となった頼もしい姿は同じ校

舎で生活する小学生の目にしっかりと映りました。小学1年生は期待いっぱい、の姿がピカピカの校舎よりも輝いていました。



新しい制服に身を包んだ中学校1年生

天龍中学校校舎 お別れイベント

3月23日(土)に、天龍中学校校舎お別れイベントが行われました。

高森町のチヨークアート作家・吉沢さやかさんを講師にお招きし、1年生から3年生の生徒7名と保護者や歴代卒業生、教職員がチヨークアートに挑戦しました。意見を出し合いながら真剣に黒板に向き合い、3枚の作品が完成しました。



1年生の作品



2年生の作品



3年生の作品